

社会福祉法人等による利用者負担の軽減について

1. 制度の概要および軽減条件

(1) 趣旨

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の社会的役割に鑑み、法人自身の負担により、低所得者で生計が困難である人に対する利用者負担の援助を行うものです。

※全ての社会福祉法人とそのサービス種類が対象となるわけではありません。

(2) 軽減の対象者

住民税非課税世帯で、下記の要件のすべてに該当する人および生活保護受給者

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である人

※収入には、年金、給与、恩給、事業収入、仕送り等あらゆる収入を含みます。

- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である人

- ③ 日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない人

- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていない人（所得税や市町村民税の所得控除で扶養親族になっていないこと、健康保険など医療保険の被扶養者になっていないこと。）

- ⑤ 介護保険料を滞納していない人

※旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の方については対象外となります。ただし、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については対象となります。また、生活保護受給者は、個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ対象となります。

(3) 軽減の対象となる利用者負担

- ①対象となる利用者負担（生活保護受給者を除く） 【日常生活費は含まない。】

介護福祉施設※	介護費、食費、居住費
短期入所生活介護※	介護費、食費、滞在費
通所介護	介護費、食費
訪問介護	介護費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護費
夜間対応型訪問介護	介護費
認知症対応型通所介護	介護費、食費
小規模多機能型居宅介護	介護費、食費、宿泊費
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	介護費、食費、居住費
複合型サービス	介護費、食費、宿泊費
介護予防短期入所生活介護※	介護費、食費、滞在費
介護予防認知症対応型通所介護	介護費、食費
介護予防小規模多機能型居宅介護	介護費、食費、宿泊費
予防給付型訪問サービス	介護費
予防給付型通所サービス	介護費、食費

※特定入居者介護サービス費または特定入所者予防介護サービス費が支給されている場合に限る。

②生活保護受給者【日常生活費は含まない。】

介護老人福祉施設	個室の居住費
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	個室の居住費
短期入所生活介護	個室の滞在費
介護予防短期入所生活介護	個室の滞在費

(4) 負担軽減の程度

- ①利用者負担（通常1割）の4分の1（老齢福祉年金受給者は1/2）
- ②生活保護受給者は、個室の居住費（滞在費）にかかる利用者負担額のみ100分の100

2. 申請手続きに必要なもの

- ①社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
- ②本人を含めた世帯員の中で、預貯金のある方全員の預貯金通帳のコピー
※直近2ヶ月を記帳したページと最終残高が記帳されたページ、銀行名、支店名または支店番号、口座名義人が記載されたページ、定期預金があれば定期預金が記載されたページ
- ③本人を含めた世帯員全員の収入を確認できる書類【遺族年金・障害年金含む】
※②で収入の確認が可能であれば、③は不要です。（例：収入が年金のみで、直近2ヶ月が記帳された通帳のコピーにて確認ができる場合）
- ④健康保険証・共済組合組合員証等（国保・後期以外の医療保険証である場合）
- ⑤固定資産税納税通知書【日常生活に共する資産（自宅用の土地・建物）以外に活用できる資産がある場合】